興誠監査法人

品質管理のマネジメントに関する年次報告書 2024

1. 監査品質向上に向けた取組及び事務所概要

【トップメッセージ】

興誠監査法人は、「日本が古来より持つ長所を生かし、世界中からより良いものを積極的に取り入れ、より良い社会の構築に貢献します。私たちが最も大切にしている「誠の精神」を中核とし、日本国民経済の発展、アジア民族経済、更には、世界経済の発展及び人類の発展に寄与し、経済活動の基盤となり、また、経済基盤をより良いものとすることに貢献します。」という経営理念を掲げ、重要な経済基盤である資本市場を支える高品質な監査サービスを提供してまいります。

高品質な監査サービスを提供できるかどうかは、技術のみならず、構成員の心持によるところが大きいと考えています。中でも経営者の姿勢が最も重要であると考えて、監査法人の運営に当たっています。更に「興誠監査法人行動規範」において、当監査法人の名前の由来でもある「誠実性」をはじめとする規範を定め、実践することにより、高品質な監査・保証サービスを提供しています。

興誠監査法人

代表社員 本橋 清彦

【事務所概要】

| 商号 | 興誠監査法人 Kose Accounting Corporation (英語表記) | | |
|--------|---|--|--|
| 設 立 | 平成 28 年 1 月 4 日 | | |
| 資本金 | 7,000,000 円 | | |
| 事業年度 | 毎年9月1日から翌年8月31日まで | | |
| 事務所所在地 | 〒103-0027 東京都中央区日本橋三丁目 6 番 7 号 ファミール東京グランリッツ 5 1 0 TEL: 03-3510-7698 | | |
| 代表者 | 本橋 清彦 | | |

| 構成人員 | 【社員】7人本橋清彦 浦野智明 水谷勇加藤五月 山岸万希子 浦野由実子 根本えりか【その他】 公認会計士 7名 その他の職員 1名 | | |
|--|---|--|--|
| 監査法人の目的 | 定款に記載した当監査法人の目的は次のとおりです。 財務書類の監査又は証明 財務書類の調製又は財務に関する調査、立案若しくは相談 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習 | | |
| 監査法人の沿革 | 当監査法人の沿革は次のとおりです。 平成 28 年 1 月 4 日 興誠監査法人設立 | | |
| 無限責任監査法人又は 有限責任監査法人の別 | 当監査法人は公認会計士法第 1 条の 3 第 5 項に規定する監査法 人です。 | | |
| 業務の内容 | (1)業務概要 当監査法人は、金融商品取引法監査及び会社法監査を中心に、学 校法人監査や労働組合監査はもとよりその他の法定監査ならびに 任意監査まで幅広く監査証明業務を提供します。 (2)新たに開始した業務その他の重要な事項 該当事項はありません。 | | |
| 日本公認会計士協会の 上場会社等監査人登録 制度における登録状況 | 当監査法人は、日本公認会計士協会の上場会社等監査人名簿に登録されております。 | | |

2. 経営管理の状況等

改正品質管理基準の適用

当監査法人では、2024年8月1日より改正品質管理基準の適用を開始しました。改正品質管理基準及び監査法人ガバナンス・コードでは品質管理を支える経営基盤として品質管理基盤、組織・ガバナンス基盤、IT基盤、人的基盤、財務基盤、国際対応基盤の6つから主に構成されており、当監査法人ではこれら6つの経営基盤にした経営管理体制を構築しています。

【品質管理基盤】

- ➤ 社員・職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、基本理念及び 倫理行動規範を制定しています。各種規程の制定及び周知を通じて、社員・職員が法令 等を遵守することを確保するための体制を整備しています。
- ▶ 社員・職員による当監査法人内外の法令、関係規則、諸規定等に違反する、又は、その恐れのある行為に関する内部通報制度(監査ホットライン)を整備し、コンプライアンス活動の実効性を高めています。また、法令等の違反行為又は違反の恐れのある行為に関する情報を、法人内外から広く収集するために通報窓口を設置しています。
- > 当監査法人は、当監査法人及び個々の監査業務における品質を合理的に確保するため、 「監査に関する品質管理基準」、「監査における不正リスク対応基準」、品質管理基準報 告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準報告書 220「監査業務におけ る品質管理」に準拠して、当監査法人における品質管理に関する方針及び手続を「監査 の品質管理規程」として定め、適切に整備し運用することとしております。

興誠監査法人行動規範

- (1) 誠実に業務を遂行する。
- (2) 公正不偏な態度と独立性を堅持する。
- (3) 品質の高いサービスを提供する。
- (4) 品位を保つ。
- (5) 守秘義務を徹底する。
- (6) 法令を厳守する。
- (7) 各自自分の意見を持ち、冷静に論理的に必要な意見交換を行う。
- (8) 社会に貢献する。

職業倫理及び独立性

当監査法人及び専門要員が監査業務に関係する職業倫理に関する規定を遵守することを

合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則セクション 110 及び 120 に基づき、 職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めております。

当監査法人及び専門要員が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続きに関する確認書である「監査人の独立性チェックリスト」による調査をはじめ、独立性の保持のための方針及び手続を定めております。

また、全ての業務の契約にあたって、監査責任者が、独立性に関する職業倫理の規定に照 らして業務提供の可否を確認しています。

インサイダー取引防止

当監査法人では、インサイダー取引防止規程を定め、定期的に研修等によりインサイダー取引の防止の周知及び啓発を行っています。また、当法人への入所時及び年次ごとに全ての構成員からインサイダー取引防止規程を遵守する旨の誓約書を入手しています。

新規契約の締結・更新

監査契約の新規締結及び更新時には、契約締結前に独立性を遵守していることを確認すとともに、受託予定の企業等について、経営者の誠実性、ガバナンスの状況、役員等が反社会的勢力等でないことの確認、会計上・監査上の論点についてリスク評価を行い、その結果に応じて、社員総会の承認を得ることとしています。また、全ての監査関与先に対して最低1年に1回は、リスク評価の見直しを実施しています。

業務執行社員のローテーション

大会社等の監査責任者に対して、公認会計士法等の法令や日本公認会計士協会の倫理規則等で定める一定期間のローテーションを義務付ける方針及び手続を「ローテーション細則」において定めています。これにより、大会社の監査責任者及び審査担当者は、連続する7会計期間を超えて同一の監査業務に関与してはならない旨を定めています。

不正リスクへの対応

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当監査法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討することを定めております。

専門的な見解の問合せ

当監査法人は、監査チームの判断に困難が伴う事項や、法人としての見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項について、また、不正リスク対応基準が適用される監査業務につ

いて、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な 虚偽表示の疑義があると判断された場合、必要に応じ、外部の適切な専門的知識及び経験等 を有する者に、専門的な見解の問合せを実施することとしています。問合せをする場合、監 査チームは当該事項を審査担当者に事前に相談することと定めています。また、不正による 重要な虚偽表示の疑義があると判断した場合には、必ず品質管理責任者及び社員総会の代 表者に報告することを定めています。

審査体制

当監査法人は、全ての監査証明業務の監査報告書の発行に当たって、監査チームから独立 した立場にあり、審査実施に必要な経験と能力を有する審査員による審査の受審が義務づ けられています。

上場会社等の監査では、監査計画の作成から監査意見の形成に至るまで、監査の各段階において、適時に審査を実施しています。また、監査責任者の意見と審査員の意見が異なるなど、重要な監査上の判断が必要な場合には、外部の適切な専門的知識及び経験等を有する者への専門的な見解の問合せ等をすることにより、意見相違の解消に努め、最終的に審査員の合意を得られるまで監査意見を出せないことと定めています。

当監査法人の社員であり、かつ公認会計士の資格取得後、5年以上の監査実務経験を有する者のうち、必要な知識、経験、能力、職位等を考慮して審査担当者の適格性を検討し、審査担当者を選任しています。

当監査法人のリスク評価プロセス

当監査法人は、品質管理システムの整備及び運用について、関連性及び信頼性が高くかつ 適時性を有する情報を提供し、不備が適時に改善されるように、識別された不備に対応する 適切な措置を講じるため、モニタリング及び改善プロセスを定めています。モニタリング活 動において、完了した監査業務の検証(定期的な検証)を含めています。監査の品質目標を 設定し、品質リスクに対応するためにリスク評価プロセスを整備及び運用しています。

当該リスク評価プロセスは代表社員を最終責任者として、品質管理責任者のもとに実施しております。

監査ホットライン

社員・職員による当監査法人内外の法令、関係規則、諸規定等に違反する、又は、その恐れのある行為に関する内部通報制度(監査ホットライン)を整備し、コンプライアンス活動の実効性を高めています。また、法令等の違反行為又は違反の恐れのある行為に関する情報を、法人内外から広く収集するために通報窓口を設置しています。

当監査法人のホームページ上にも「監査ホットライン」を開設しています。

外部機関によるモニタリング

<日本公認会計士協会による品質管理レビュー>

(品質管理レビューの概要)

品質管理レビュー制度は、監査業務の公共性に鑑み、監査事務所の監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保することを目的として、日本公認会計士協会が、監査事務所が行うリスク評価プロセス(監査事務所により行われる監査の品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価並びに品質リスクへの対処)を含む監査の品質管理システム(以下「品質管理システム」)の整備及び運用の状況について確認する制度であり、公認会計士法第46条の9の2に基づいて日本公認会計士協会の自主規制の一環として運用されています。品質管理レビューでは、次の二つの事項について、その状況を確認されています。

- ・ 監査事務所の定めた品質管理システムについて品質管理の基準に適合していない事項 があるかどうか。
- ・ 監査事務所が、監査事務所の定めた品質管理システムに準拠していない事項があるかどうか。

(品質管理レビュー報告書の交付年月)

当監査法人は、2025年1月に、品質管理レビュー報告書の交付を受けました。

(品質管理レビューの実施結果)

「重要な不備事項のない実施結果」でした。

<公認会計士・監査審査会による検査>

公認会計士・監査審査会(Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board = CPAAOB)は、公認会計士法に基づき、平成 16 年 4 月 1 日に設置されました。公認会計士・監査審査会は、合議制の機関として金融庁に置かれ、会長及び委員は、衆・参両議院の同意を得て内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使されます。公認会計士・監査審査会の業務は、(1)「品質管理レビュー」に対する審査及び検査、(2)公認会計士試験の実施、(3)公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議、の3つがあり、それらの事務を処理するために事務局が置かれています。

公認会計士・監査審査会が実施する検査は、公益的立場に立ち財務書類に係る監査の品質の確保・向上を図る観点から、審査結果に基づき、日本公認会計士協会が行う監査事務所における監査業務の運営の状況の調査が適切に実施されているかどうか、監査事務所における監査証明業務が適切に実施されているかどうかについて、関係者の事務所に立ち入り、確認・検証することを目的としています。

当監査法人は、これまでに行政処分を受けたことはありません。

被監査業務の提供の方針

当監査法人は、監査業務を最重要視しつつ、非監査業務を提供しています。非監査業務を 提供する際は、監査業務の独立性を堅持できる範囲に限定しています。契約の可否について は、事前に社員総会の承認を得ることとしています。

ステークホルダーとの対話

(クライアントとの対話)

年度を通じた監査業務の計画段階から意見形成プロセスの中で、監査チームが、経営者や 監査役等との継続的なコミュニケーションを図っています。

(資本市場参加者との対話)

証券会社等とのコミュニケーションを定期的に実施し、資本市場の環境変化や資本市場 参加者の監査法人に期待する役割等を把握するとともに、当監査法人の監査品質向上や使 命の実現に向けた取組について理解を深める努力をしています。

監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)

<独立性のチェックリストの回収率>

確認手続の回答率 100%

認識された違反 0件

<法人内部で実施した定期的検証の結果>

対象業務 1業務 (上場会社の100%)

検出された「監査意見に影響を与える重要な指摘事項」件数 0件

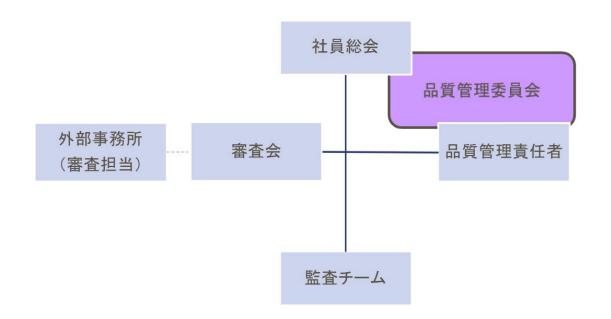
<日本公認会計士協会の品質管理レビューの結果に基づく重要な不備事項、金融庁による 行政処分>

なし

【組織・ガバナンス基盤】

- ▶ 当監査法人は、「社員総会」を最高決議機関とし、法人全体及び社員の職務執行が適正 に行われていることを確保しています。
- ▶ 社員総会の代表者が、最高責任者であります。
- ▶ 品質管理担当責任者を定めており、当監査法人の品質管理のシステムに関する責任を 負っております。
- ▶ 社員総会の代表者及び品質管理担当責任者を含む品質管理委員会において、事務所の 全体の品質管理の状況を共有しています。

興誠監査法人組織図



独立性を有した第三者

当監査法人には、最高決議機関である社員総会に対する監督・評価機関である独立性を有 した第三者として上場会社等監査人名簿に登録された他の監査法人の社員である公認会計 士を選任し適時に情報共有を行うことで、経営課題等や経営機能の実効性についての助言 を依頼しております。

※当監査法人において「独立性」とは、次の要件をすべて満たす者としています。

- ① 過去に当監査法人の構成員でない者
- ② 被監査会社の元役員・社員でない者

【人的基盤】

採用

当監査法人では、主に社員及び構成員の人脈を通じて、大手監査法人での監査経験があり、 監査経験が5年を超える公認会計士を採用し、監査チームを構成しております。

教育・研修体制

当監査法人では、監査・非監査業務における OJT を中心に、日本公認会計士協会が提供する e ラーニングのコンテンツを活用し、社員の職業倫理の向上や専門家としての能力の向上に努めています。品質を重視する風土を醸成するための研修は、年1回当監査法人独自の研修を対面で実施しています。また、当監査法人として重要と考える事項については、指定研修として必修とすることなど、監査業務の品質及び専門能力の向上に取り組んでいます。

人事評価

当監査法人では、全ての構成員について倫理観や品質を重視する姿勢を第一に評価しています。その人間性を基盤として、監査、会計、経営に関する知識や能力を含めて総合的な評価を行っています。

監査品質の指標(AQI:Audit Quality Indicator)

<CPD の取得>

取得率 100%

違反率 0%

【IT 基盤】

- ⇒ 当監査法人では、構成員の全ての PC に Microsoft365 Business Premium を導入し、Intune 等を活用してクラウド環境による統一的な管理を行っています。
- ➤ 全ての監査業務について、Microsoft365の SharePoint を基盤としたクラウドを活用し、 監査調書は、監査報告書や経営者確認書など一部の調書を除き、電子調書化していま す。
- 全ての PC について、アップデータ株式会社の Shadow Desktop を導入し、全ての PC をセキュア FAT 端末として、盗難・紛失リスクを最小化しています。

【財務基盤】

売上高の推移

当監査法人は、少人数で構成されており、翌年度の予想監査報酬を基礎として翌年度の社 員及びその他の専門要員の報酬・給与を決定しており、適正な利潤を確保しています。

| | 第7期 | 第8期 | 第9期 |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| | 令和3年9月1日~ | 令和4年9月1日~ | 令和5年9月1日~ |
| | 令和4年8月31日 | 令和5年8月31日 | 令和6年8月31日 |
| 売上高 | | | |
| 監査証明業務 | 52, 152 | 56, 552 | 84, 463 |
| 非監査証明業務 | 825 | 5, 665 | 11,715 |
| 合計 | 52, 977 | 62, 217 | 96, 178 |

報酬依存度

監査業務に関する報酬のうち特定のクライアントからの報酬依存度が 15%を超えている ため、阻害要因を軽減するためのセーフガードを適用しています。また、報酬依存度を下げ るため、当監査法人の規模と品質管理を考慮したうえで、新規顧客の獲得により業務拡大を 進めています。

【国際対応基盤】

グローバルネットワークへの加盟状況

当監査法人は、グローバルネットワークには加盟しておりません。

海外子会社や海外拠点等への監査

監査リスク等を考慮し、当監査法人の構成員自ら往査することにより十分かつ適切な監査証拠を入手しています。

【ガバナンス・コードへの対応状況】

別紙参照